

■承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町税条例等の一部を改正する条例)

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）が令和2年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、四万十町税条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【主な条例改正内容】

（1）固定資産税の納税義務者等に関する次の規定を新設します。

○調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定

○登記又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定

（2）肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、適用期間を3年延長します。

（3）改元に伴う字句の修正を行います。

【施行期日】

令和2年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略